

# 木造建築物の組立等作業主任者技能講習

## ご 案 内

労働安全衛生法の規程により、軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行なう技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する作業者の指揮、その他労働省令で定める事項を行なわせなければならないこととなっております。

一般社団法人北海道建築工事業組合連合会では、北海道労働局長の登録を受けた登録教習機関として、この講習を実施いたしますので該当者をもれなく受講させ有資格者の育成とともに安全作業の向上を図られますようご案内申し上げます。

北海道労働局長登録教習機関

一般社団法人北海道建築工事業組合連合会

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目ほくえいビル 5F

電話（011）271-3244

平成27年4月一部変更

## 1. 受講資格

- (1) 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業（以下「構造部材の組立等の作業」という。）に3年以上従事した経験を有する者。
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立等の作業に従事した経験を有する者。
- (3) 次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上構造部材の組立等の作業に従事した経験を有する者。
  - イ. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練を修了した者（とび科の訓練を修了した者にあつては、当該訓練において木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科の訓練を修了した者にあつては、当該訓練において木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。）。
  - ロ. 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練を修了した者。
  - ハ. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練を修了した者。
  - ニ. 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の養成訓練のうち同令による改正前の職業訓練法施行規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練の例により行なわれる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練を修了した者（とび科の訓練の例により行なわれる訓練を修了したもの及びとび科の訓練を修了した者にあつては、これらの訓練において木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科の訓練の例により行なわれる訓練を修了した者及びプレハブ建築科の訓練を修了した者にあつては、これらの訓練において木質構造施工について技能を専攻した者に限る。）。
  - ホ. 高度職業訓練の住居システム系建築科又は同住居環境科の訓練を終了した者。

## 2. 講習会の日時及び会場

別紙に記載したとおり。

## 3. 講習科目

- (1) 木造建築物の構造部材組立て、屋根下地の取付け等（専門知識） 7時間
- (2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（一般知識） 3時間
- (3) 作業者に対する教育等に関する知識（教育知識） 1時間30分
- (4) 関係法令 1時間30分

#### 4. 講習科目の受講免除

次の表の左欄に掲げる者はそれぞれ右欄に掲げる講習科目について当該講習科目の免除を受けることができます。

受講の免除を受けることができる者	免除科目
1. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 2. 足場の組立等作業主任者技能講習を修了した者 3. 鉄骨の組立等作業主任者技能講習を修了した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（一般知識）</li> <li>・ 作業者に対する教育等に関する知識（教育知識）</li> </ul>
4. 受講資格(3)のイ、ロ、ニに該当するもの 5. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である職業能力開発促進法施行規則別表第7の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練を修了した者（とび科の訓練を修了した者にあつては、当該訓練において木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科の訓練を修了した者にあつては、当該訓練において木質構造施工についての技能を専攻した者に限る） 6. 職業能力開発促進法施行令別表に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造建築物の構造部材の組立て等に関する知識（専門知識）</li> <li>・ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（一般知識）</li> </ul>
3. 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造建築物の構造部材の組立て等に関する知識（専門知識）</li> <li>・ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（一般知識）</li> <li>・ 作業者に対する教育等に関する知識（教育知識）</li> </ul>

#### 5. 修了試験

講習後ただちに修了試験を行ないます。

修了試験は筆記試験で試験時間は1時間です。

#### 6. 技能講習修了証の交付

所定の技能講習を受講し、かつ修了試験に合格した者に修了証を交付します。

7. 受講料 10,000円

8. テキスト代 1,740円（税、送料含む）

)

## 9. 受講申込

受講希望者は、ダウンロードした受講申込書に所要の事項を記入し、写真(たて 3.0cm、よこ 2.4cm)を 2 枚(申込書用、修了証用)とともに受講料等(テキスト代含む)を添えて協賛団体(当連合会会員団体)に申し込んでください。

申込書は定められた期日必着です。

また、免除講習を受ける方は必ず 4 に記載した修了証又は免許証等の写しを添付してください。(有資格の証明)

## 10. 受講時間割

一 日 目	専 門 知 識			
	9 時～17 時 20 分 (昼食休憩 50 分)			
二 日 目	一般知識	教育知識	関係法令	修了試験
	9 時～ 12 時 10 分	13 時～ 14 時 30 分	14 時 40 分～ 16 時 10 分	16 時 20～ 17 時 20 分

注(1) 講習科目の一部免除の受講者は、自分が受講する科目の開始 10 分前までに来場してください。

(2) この時間割は、一部免除者の受講人員等によって変更することがありますので、予め開催地の組合に問合せてください。

## 11. その他

(1) 定員はいずれの会場でも 100 名以内です。締め切り前でも定員に達し次第締め切りますので早めに申し込んでください。なお、申込者が少ない場合は講習の開催を中止する場合がありますので予めご了承下さい。その際は個別に連絡し受講料、テキスト代はお返しいたします。

(2) 受講者は必ず筆記用具を持参してください。